

手軽に  
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

# 相続・贈与マガジン

2017年  
1  
月号

## CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

相続登記を失念したばかりに  
自宅の分割協議を余儀なくされる！

今からできる相続対策 3ページ

高齢者の遺言書作成で気を付けるべきポイントとは？

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

将来認知症になっても困らないよう、  
判断能力のあるうちに後見人を選ぶことは可能？

## 数字で見る相続

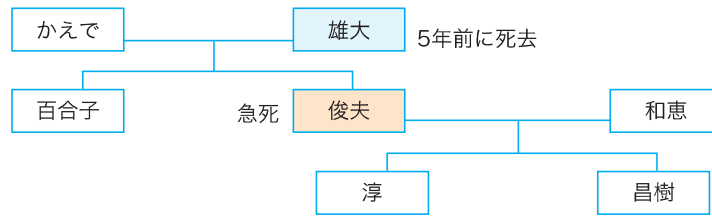
# 3万4,782件

「3万4,782件」という数字は、最高裁判所事務総局家庭局の「成年後見関係事件の概況（平成27年1月～12月）」による、平成27年の成年後見関係事件の申立件数の合計です。前年比1.2%増加しています。申立人については、「本人の子」が最も多く、全体の30.2%を占めました。次いで「市区町村長」17.3%、「本人の兄弟姉妹」13.7%の順となっています。

成年後見関係事件の割合を男女別で見ると男性が40.5%、女性が59.5%という結果が出ています。そのうち80歳以上の割合は、男性が34.2%、女性が63.3%となっています。

主な申立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が83.0%と圧倒的。次いで「介護保険契約（施設入所等のため）」33.3%、「身上監護」25.7%の順でした。相続開始前に、被相続人または相続人が認知症を発症するケースが多いです。現在は心身ともに元気であっても、近い将来認知症にならない保証はありません。成年後見制度について、この機会に理解しておきましょう。相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

# 相続登記を失念したばかりに 自宅の分割協議を余儀なくされる！



大学職員の宮田百合子さん(47歳)は、10年前に離婚して都内の実家に戻り、両親と暮らしていました。兄・俊夫さん(52歳)は実家近くの賃貸マンションで、妻と息子2人と暮らしています。4年前に父・雄大さんが81歳で死去。そのときの相続で百合子さんは俊夫さんと母・かえでさんと3人で相談しました。

雄大さんの遺産はわずかな金融資産と戸建ての自宅(評価額4,000万円)のみでした。金融資産は母・かえでさんが相続することに。高齢のかえでさんの面倒を見ることで、自宅は百合子さんが所有して住むことが決まり、俊夫さんも納得してくれました。相続税を申告する必要もなく、3人は遺産分割協議書を作成せずに相続を終えました。

ところが雄大さんの相続から4年が経過し、俊夫さんが急死してしまいました。2人の息子は中学生・高校生で、妻の和恵さんは今後の生活が不安になりました。そこで和恵さんは、俊夫さんの実家の財産価値に着目。「財産の一部を私と息子に分けてほしい」と百合子さんに要求してきたのです。慌てた百合子さんは専門家に相談。そこで、雄大さんの相続時に、自宅の所有者を百合子さんに移転する相続登記が行われていなかったことが発覚しました。

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなったときに、その不動産の登記名義を被相続人(亡くなった方)から相続人へ変更することを指します。相続登記を失念すると、不動産を売却したり、不動産を担保にして金融機関から借入をすることが

円滑にできません。

今回の場合、雄大さんは遺言書を作成していませんでした。よって、相続登記を行う際は、遺産分割協議書が必要になります。すでに俊夫さんが亡くなっているため、百合子さんとかえでさんは、俊夫さんの相続人にあたる和恵さん、昌樹さん、淳さんを交えて遺産分割協議をしなければいけません。

一方、遺産分割協議をしなければ、法定相続分での相続登記を行うことになります。そうすると、本来の俊夫さんの法定相続分にあたる、雄大さんの遺産額の1/4を、和恵さん、昌樹さん、淳さんに相続させなければいけません。いずれにしても、自宅の分割協議は避けられないのです。

## 相続登記を忘れると 不要な争いを引き起こす

もし、雄大さんの相続時に、遺産分割協議書を作成し、自宅の名義を百合子さんに変更する相続登記を行っていれば、何の問題もありませんでした。相続登記を怠ってしまったために、必要ない親族の争いを引き起こしてしまったのです。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

### POINT

- 相続登記を忘れると、年月が経つほど面倒な事態が起こる
- 法定相続分通りの相続を行わないときは、遺産分割協議と相続登記を必ず行うこと

記事提供: 相続・贈与相談センター本部  
税理士法人エクラコンサルティング

※記事内の名前はすべて仮名。  
設定は実話に基づき一部  
脚色しています。



# 高齢者の遺言書作成で 気を付けるべきポイントとは？

遺言書の作成は、効果的な相続対策のひとつとして挙げられます。しかし、遺言書を残す方が高齢で、認知症や判断能力低下が疑われる場合は注意が必要です。トラブル防止に有効な遺言書が、トラブルの元凶になってしまう恐れがあるのです。

一般的に、遺言書を作成する人は高齢者が多いです。近年では認知症の高齢者が増加しています。認知症と明確に診断さえていなくても「物忘れが増えた」「理解に苦しむ行動を取ることが多くなった」というような「グレーゾーン」の高齢者も少なくありません。

そのため「遺言書は本当に有効なのか？」という争いが相続人の間で起こることがあります。よって、高齢者が遺言書を作成する際は、「遺言能力があるか？」「有効な遺言書を作成できるか？」という問題をクリアする必要があります。「遺言能力」とは、「遺言がどのような意味を持ち、どのような法的効力を発揮するかを理解できる能力」を指します。遺言能力がない状態で作成された遺言書は無効になります。民法では「15歳に達した者は遺言をすることができる」(民法961条)としていますが、「遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない」(民法963条)と遺言能力を要求しています。

## 医師の診断が トラブル回避につながる

高齢者が遺言書を作成する際は、以下の点に注意しましょう。

### ●公正証書遺言を残す

自筆証書遺言は、法的要件の不備で無効になるリスクがあります。公正証書遺言であれば公証人が作

成し、証人が立ち会うので確実に。第三者による変造や偽造、隠匿の恐れもありません。

### ●医師の診断を受ける

判断能力の程度を客観的に証明するため、認知症の症状を判断できる病院で診断を受けて、診断書を作成してもらうことをお勧めします。認知症や判断能力に問題がない高齢者でも、診断を受けておくと、トラブル回避につながります。

### ●遺言書作成時は相続人全員に 配慮する

遺言書の作成にあたっては、相続人全員と情報を共有しましょう。特定の相続人と2人きりで遺言書を作成してはいけません。「判断能力がない状態で、特定の相続人に都合のよい遺言書を無理やり書かせたのでは？」と、他の相続人から誤解を招き、「遺言書は無効」と主張される可能性があります。

認知症や判断能力低下と疑われる高齢者が遺言書を作成するときは、慎重な対応を要します。専門家に相談して、適切なサポートを受けましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



# 将来認知症になっても困らないよう、 判断能力のあるうちに後見人を選任できる？

**Q** 現在は健康で、判断能力もきちんとありますが、将来認知症になったときのこと  
が心配です。今のうちから信頼  
できる人に後見人を頼んでおく  
ことは可能ですか？

**A** 「任意後見制度」を活用  
すれば可能。しかし、メリ  
ットとデメリットを  
理解しておきましょう。

「任意後見制度」とは、本人が契約の締結に必要な判断能力があるうちに、自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と、後見人を事前の契約で選任しておく制度です。同制度による後見人を任意後見人といいます。

家族や友人、専門家(弁護士や

司法書士など)といった信頼できる人を後見人として選び、公証人役場で任意後見契約を締結します。

任意後見契約では、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかを話し合  
いで自由に決められます。

後に、認知症の症状が少し見られるようになったら、本人(または配偶者、4親等内の親族、任意後見人)が家庭裁判所に申し立てて、任意後見監督人を選任してもらいます。任意後見監督人は、任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする役目を担います。

任意後見制度のメリットは「契約内容が登記されるので、任意後見人の地位が公的に証

明される」「家庭裁判所で任意後見監督人が選ばれ、任意後見人の仕事ぶりをチェックできる」  
などです。デメリットは「死後の処理を委任することができない」「取消権がない」「迅速性に欠ける」などが挙げられます。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



相続は**経験**と**技術**で  
大きな**差**が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力  
相続税申告件数年間100件超えの経験値
2. 正確無比なスピード  
相続専門チームによる技術力
3. 分かりやすさ  
内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団

凄腕。

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人オグリ [名古屋本部]  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15  
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは  
TEL：052-222-1600  
(担当：相続部門 小林・浜川)